

障害者のための権利制限に関する障害者関係団体からの

要望事項に対する意見書

公益社団法人 日本文藝家協会

2014年12月11日

日本文藝家協会では視覚障害者等の知る権利、学ぶ権利、読む権利を保証するための、さまざまな努力を重ねてきました。今回の、障害者の範囲の拡大等については、概ね賛成です。

しかしながら、朗読図書等の作成や複製、公衆送信等の範囲を、障害当事者、障害者団体、ボランティアグループ、社会福祉協議会等にまで、ほぼ無制限に拡大することには、疑義を抱かざるを得ません。それらの方々が、必要に迫られ、善意をもって対処されておられることは、われわれも認めるところですが、音訳図書（朗読やテキスト・トゥ・スピーチの合成音声）には一定の品質が必要だと考えます。

誤読や、必要以上に感情的な朗読、発音不明瞭など、品質の劣る音訳図書が流通することは、原典の著作者の人格権（同一性保持権）を侵害するおそれがあります。

朗読図書については、これまでも、日本点字図書館、全国視覚障害者情報提供施設協会などの公的な組織と、話し合いや協定を続けて、一定の品質の保持ということに、ご協力をお願いしてきました。

こういうわれわれの努力の上に、質の高い音訳図書が作成され、全国の障害者の方々にご利用いただいております。

このような状況を見無視して、範囲を無制限に拡大することは、ボランティア活動に参加されている方々のご努力と、善意の奉仕精神を認めるとしても、結果的に粗悪な音訳図書が流通することとなれば、それは障害者の皆さまにとっても、よりよき文学作品の鑑賞という、障害者の皆さまの権利を損なう結果となるのではないのでしょうか。

そのためには、現在の文化庁長官による個別指定の要件よりも緩やかな条件であっても複製を行う主体が、質を含めて適正な活動をされていることが確認できる何らかの制度が必要であろうと考えます。